事後審査型条件付一般競争入札の実施について

下記のとおり、事後審査型条件付一般競争入札を実施する。

令和 ８ 年 10 月 20 日

日向市長　　西 村　賢

記

１　競争入札に付する事項

（１）　案 件 名　Ｒ８－９９　お倉ケ浜ビーチ賑わい創出施設建設 建築主体工事
（以下「本案件」という。）

（２）　場　　所　日向市大字平岩１２２９８番地６

（３）　履行期限　令和９年３月 26 日まで

（４）　概　　要　下記建築物の建築一式工事

●飲食・休憩店舗棟　（木造平家建　84.00　㎡）

●管理・案内事務所棟　（木造平家建　120.00　㎡）

うち　管理・案内事務所　（木造平家建　40.00　㎡）

物販スペース　（木造平家建　25.00　㎡）

トイレ・倉庫　（木造平家建　55.00　㎡）

（５）　予定価格　１３７，５００，０００円
（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格　１２５，０００，０００円）

２　競争入札に参加する者に必要な資格

本案件に係る入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

工事の種類	建築一式工事	等級区分	下記のとおり
参加方法	●自主結成による特定建設工事共同企業体での参加（単独参加は認めない。） ・構成員数は、代表構成員及びその他構成員の２者とする。ただし、建築一式工事に係る建設業法第３条第１項に規定する許可を受けてからの営業年数が５年を超えていない者は、構成員となることができない。 ・代表構成員は、建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。 ・その他構成員は、建築一式工事に係る特定建設業又は一般建設業の許可を有すること。 ・出資比率は、各構成員 30 パーセント以上とする。ただし、代表構成員の出資比率は、構成員の中で最大でなければならない。 ・本案件に係る他の共同企業体の構成員となることはできない。		
事業所所在地要件	●各構成員の共通資格要件 ・日向市内に本店を有すること。		
名簿登載要件	●各構成員の共通資格要件 ・令和７・８年度日向市建設業者等有資格業者名簿（建設工事）に、日向市内に本店を有する事業者として、建築一式工事の業種で登録されていること。なお、建築一式工事について経営事項審査を受けており、契約締結日においても有効な経営事項審査結果を有していること。		
	●代表構成員の市各要件 ・令和７・８年度日向市建設業者等有資格業者名簿（建設工事）に、建築一式工事Ａ等級に格付けされている者であること。		
	●その他構成員の市各要件 ・令和７・８年度日向市建設業者等有資格業者名簿（建設工事）に、建築一式工事Ａ等級又はＢ等級に格付けされている者であること。		
実績要件	●代表構成員の資格要件 ・次のア及びイの要件をすべて満たす工事を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員としての実績については、出資比率が 20 パーセント以上の場合に限る。 ア　令和３年度以降に完成した工事 イ　国又は地方公共団体が発注した建築一式工事		

	● その他構成員の資格要件 なし
配置技術者要件	●各構成員の共通資格要件 ・技術者の専任配置を必要とする。ただし、監理技術者を配置する場合（下請契約の請負代金額の合計が 8,000 万円以上となる場合。以下同じ。）において、監理技術者補佐を専任配置するときは、監理技術者を専任で配置することを要しない。 ・入札参加申請日以前から、３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
	●代表構成員の資格要件 ・監理技術者を配置する場合は、建築一式工事の監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有すること。 ・主任技術者を配置する場合は、建築一式工事において建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者であること。 例　一級建築施工管理技士の資格を有する者 　　二級建築施工管理技士（建築）の資格を有する者
	●その他構成員の資格要件 ・建築一式工事において建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者を主任技術者として配置すること。 例　一級建築施工管理技士の資格を有する者 　　二級建築施工管理技士（建築）の資格を有する者
その他要件（本案件に特有なもの）	・代表構成員及びその他構成員が、本案件に係る設計業務等の受託者でないこと。また、代表構成員及びその他構成員と当該受託者との間に、資本関係及び人的関係がないこと。 設計業務等の受託者 商号又は名称　有限会社アイセック 本店所在地　日向市新生町１丁目２番地
その他要件（一般競争入札において共通）	・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。 ・手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。 ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある等、経営が著しく不健全であると認められる者でないこと。 ・民事執行法（昭和 54 年法律第４号）に基づく仮差押え等の金銭債権に対する

	強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。 ・本案件の公告日から落札が確定する日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 57 年日向市告示第 34 号）第 10 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。 ・本案件の公告日から落札が確定する日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）第 10 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。 ・入札参加者及びその役員が日向市暴力団排除条例（平成 23 年日向市条例第 23 号）第２条５号に規定する暴力団等及び警察当局から排除要請がある者でないこと。 ・入札に参加しようとする者のうち、２者の間（共同企業体の場合はその構成員と別の共同企業体の構成員との間。以下同じ。）に、次のいずれかに該当する関係がないこと。 ア　資本関係 次のいずれかに該当する 2 者の間に資本関係がある場合 （ア）　会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の 2 の親会社等（以下「親会社等」という。）と、同条第 3 号の 2 の子会社等（以下「子会社等」という。）の関係にある場合 （イ）　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ　人的関係 次のいずれかに該当する 2 者の間に人的関係がある場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が、民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 （ア）　一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 a　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (a)　会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社にお

	ける監査等委員である取締役 (b)　会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (c)　会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (d)　会社法第348条第1項ただし書の規定により、定款に別段の定めがある場合において業務を執行しないこととされている取締役 b　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 c　会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員。ただし、同法第590条第1項ただし書の規定により、定款に別段の定めがある場合において業務を執行しないこととされている社員を除く。 d　組合の理事 e　その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者 （イ）　一方の会社等の役員が、他方の会社等について、会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合 （ウ）　上記(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3　入札・契約条項を示す場所及び期間

場　　所	日向市本町10番５号 日向市 総務部　総務課
期　　間	令和８年10月20日（火）から令和８年11月30日（月）まで （土曜、日曜及び祝日を除き、８時45分から16時30分まで。ただし、12時から13時を除く。）
そ の 他	宮崎県入札情報サービスでも掲示しています。 https://www.e-nyusatsu-joho.pref.miyazaki.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj

4　入札の日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	注意事項
質疑の受付期限	令和８年10月30日（金）12時まで	下記※１参照
入札参加届出書提出期限	令和８年10月30日（金）17時まで	下記※２参照
入札参加資格有無の通知	令和８年11月２日（月）までに通知	

入札書受付	令和８年 11 月 11 日（水）８時 30 分から 令和８年 11 月 12 日（木）10 時まで	下記※３参照
開　札	令和８年 11 月 12 日（木）13 時 40 分	下記※４参照

※１　質疑の受付方法について

	内　　容
提出方法	指定様式により、FAX 又は電子メールで送付すること。 ※指定様式は宮崎県入札情報サービスに掲示する。
提　出　先	日向市　経済戦略部　ふるさとプロモーション課　観光施設係 FAX　：0982-54-2639 E-mail: f_promotion@hyugacity.jp
質疑に対する回答	質疑に対する回答については、令和８年 11 月４日（木）17 時 15 分までに、宮崎県入札情報サービスに掲示する。

※２　入札参加届出書の提出について

項　　目	内　　容
提出方法	原則として、電子入札システムにより提出すること。ただし、パソコンの不具合等がある場合に限り、紙入札方式での参加を可能とする。紙入札方式による場合は、入札参加届出書提出期限までに、持参又は郵便（郵便の種類を問わない。期限内必着）により提出すること。
提　出　先	日向市　総務部　総務課
提出書類	①　事後審査型条件付一般競争入札参加届出書（様式第１号） ②　建設業許可通知書又は建設業許可証明書 ③　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（最新のもの） ④　特定建設工事共同企業体協定書 ⑤　委任状 ⑥　紙入札方式参加承諾願　　※紙入札の場合のみ
そ　の　他	提出された入札参加届出書等に不備があった場合は、当該不備のある書類を入札参加届出書提出期限日までに電子入札システム、持参又は郵便（郵便の種類を問わない。期限内必着）により再提出すること。

※３　入札書受付について

項　目	内　容
入札方法	・原則、電子入札システムによる。 ・ただしパソコンの不具合等がある場合に限り、紙入札方式での参加を可能とする。紙入札方式による場合は、開札日時の 10 分前までに、紙入札方式参加承諾願（既に提出している場合は再度の提出不要）、入札書、必要に応じて委任状を総務課へ持参すること。
入札書の記載方法	落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札金額とする。したがって、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
入札保証金	免除
最低制限価格	設定する。
内訳書	必要
その他	入札参加資格を有する旨認められた者が入札を辞退しても、今後不利に扱われることはありません。

※４　開札について

項　目		内　容
入札執行回数		・１回 ・なお、入札参加者が１者の場合でも、入札を執行する。
落札候補者の決定		・最低制限価格以上かつ入札比較価格以下の範囲内で、最低価格を提示した者を落札候補者とする。ただし、最低価格を提示した者が２人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。 ・落札候補者が決定したら、直ちに落札候補者に連絡を行う。
入札の無効・失格		別紙「入札における無効・失格及び不調におけるルールについて」による。
技術審査会及び落札者の決定	提出期限	令和８年 11 月 16 日（月）17 時まで
	提出方法	持参又は郵送（提出期限必着）
	提出書類	①事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第２号） ②同種工事施工実績調書（様式第３号） ③主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書（様式第４号）
	提出先	日向市　総務部　総務課
	その他	・提出期限の翌日から起算して２日以内に技術審査会を開催し、その審査結果に基づき、落札者を決定する。 ・提出期限までに書類の提出がない場合には、当該落札候補者が行

		った入札を無効とする。この場合には、次順位者を落札候補者として、この者に書類の提出を求める。
契約締結について	・落札者は、落札者決定の通知日から起算して１週間以内に契約書を作成し、持参又は郵便（郵便の種類を問わない。提出期限内必着）により提出すること。なお、特別な事情により提出期限を超過するおそれがある場合は、落札者決定後、直ちに総務課と協議すること。 ・「工事請負契約書の作成手順」を参考に、契約書を作成すること。	

5　その他

本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、施行令、規則、要領等の定めるところによる。

6　契約に関する事務担当係

○入札、契約に関すること　　日向市　総務部　総務課　契約係
〒883-8555　日向市本町10番5号
電　話　0982－54－5761
ＦＡＸ　0982－54－8747

○業務内容に関すること　　日向市　経済戦略部　ふるさとプロモーション課
観光施設係
〒883-8555　日向市本町10番5号
電　話　0982－66－1026
ＦＡＸ　0982－54－2639